

釜石市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釜石市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 市ホームページに掲載できる広告の画像及びそのリンク先のページの内容は、市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
 - (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
 - (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
 - (5) 人権侵害、差別又は名誉き損となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) 他人をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
 - (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
 - (8) 内容が虚偽又は誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- の
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載する広告として適当でないとし市長が判断するもの

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載できる広告枠の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル、横 150 ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション GIF を除く。）又は JPEG
- (3) 容量 10KB 以下

2 広告に適用する技術的基準は、市長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、原則として1月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1 枠につき月額 10,500 円とする。ただし、広告の掲載期間が1 月に満たないときは、掲載日数に応じた額（日割りにより計算した額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、市長の指定する日までに釜石市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を提出することにより、掲載を申込みものとする。

2 前項の市長の指定する日を過ぎても申込者が広告枠の数に達しないときは、当該月の広告枠の数に達するまで随時申込みを受け付けるものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、釜石市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により掲載を決定した広告について、掲載する広告枠を指定し、同項の規定により通知する際、併せて通知するものとする。

3 市長は、申込者が市ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定するものとする。

(1) 市内に主たる事務所を有する法人若しくは団体又は市内の個人事業者

(2) 国又は市内の公共団体若しくは公共的団体

(3) 市外の公共団体

(4) 市内に従たる事務所を有する法人又は団体

(5) 市内に事務所を有しない法人若しくは団体又は市外の個人事業者

4 順序が同じ申込者があるときは、掲載希望月数の多いものを先順序とする。

5 前2項の規定によっても、順序が同じ申込者があるときは、抽選により決定する。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、第3条第2項に定める技術的基準に適合するものでなければならない。

(広告内容等の変更)

第 10 条 市長は、広告の画像及びそのリンク先のページの内容が第 2 条の規定に抵触するおそれがあると認める場合は、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容等の変更の求めに広告主が従わないとき。
- (4) 広告の画像及びそのリンク先のページの内容等が第 2 条の規定に抵触するとき。

(広告掲載の取下げ)

第 12 条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取下げることができる。

- 2 前項の規定により、広告掲載を取り下げるときは、広告主は、広告掲載の取下げを希望する日の 1 週間前までに書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第 1 項の規定により、広告掲載を取下げたときは、納付済みの広告掲載料は、返還しない。ただし、複数月の広告掲載の決定を受けた広告主について、取下げた日の属する月の翌月以降に係る広告掲載料をすでに納付している場合にあつては、当該納付済広告掲載料を返還するものとする。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて広告掲載料（日割りにより計算して得た額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を返還する。ただし、サーバー等の通常メンテナンスの場合、又は閉鎖日数が 1 日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。